

Ⅲ 食料・農業・農村基本法の見直し

<図表Ⅲ－3①>

食料安全保障の抜本的な強化	環境と調和のとれた産業への転換
① 食料安全保障を柱として位置付け ・国全体としての食料の確保(食料の安定供給)に加えて、国民一人一人が食料を入手できるようにすることを含むものへと再整理 ② 食料安定供給の基本的考え方を堅持し、輸入の安定確保に関する新たな位置付け ・食料安全保障の確保については、過度な輸入依存の低減の観点から、輸入・備蓄とともに行う国内の農業生産の増大が基本 ・食料安定供給に当たっての生産基盤の重要性の視点を追加するとともに、輸入相手国の多角化や輸入相手国への投資の促進など、輸入の安定確保について新たに位置付け ③ 農産物の輸出に関する政策的意義について位置付け ・農産物の輸出について、国内生産基盤の維持の視点を追加するとともに、増大する海外需要に対応し、農業者や食品事業者の収益性の向上に資する輸出の促進が重要である旨を位置付け ④ 生産から消費までの関係者の連携促進（「食料システム」という新たな概念の位置付け） ・食料供給の持続性を高めるため、生産・加工・流通・小売から消費者を含む概念として食料システムを新たに位置付け（同時に、関係団体の役割や食品事業者のより主体的な役割の明確化等） ⑤ 適正な価格形成の促進と消費者の役割の明確化 ・食料の価格形成において、農業者、食品事業者等の関係者の相互理解と連携の下に、農業生産等の合理的な費用や環境負荷低減のコストなど、食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮された適正な価格形成を促す視点を、消費者の役割も含め明確化 ⑥ 円滑な食品アクセスに関する新たな位置付け ・幹線物流やラストワンマイル等の課題がある中で、円滑な食品アクセスの確保に関する施策を新たに位置付け ※上記のほか、農業生産に不可欠な生産資材の安定確保、食品事業者に関する施策の効率的な実施など必要な見直しを行う。等	環境と調和のとれた産業への転換 ○ 環境と調和のとれた食料システムの確立を柱として位置付け ・食料供給が環境に負荷を与えている側面にも着目し、多面的機能に加え、環境と調和のとれた食料システムの確立を位置付け ・その上で、環境等の持続性に配慮した取組の促進などについて明確化 等 人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持 ① 生産基盤の確保に向けた担い手の育成・確保とそれ以外の多様な農業人材の役割の明確化 ・担い手の育成・確保を引き続き図りつつ、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、担い手以外の多様な農業人材も位置付け ② 農業法人の経営基盤の強化を新たに位置付け ・農業者が急速に減少する中で、食料供給に重要な役割を果たす農業法人の経営基盤の強化も位置付け ③ 将来の農業生産の目指す方向性の明確化 ・食料の安定供給を図るためにも、スマート農業の促進や新品種の開発などによる「生産性の向上」、知的財産の確保・活用などによる「付加価値の向上」、 「環境負荷低減」といった将来の農業生産が目指す方向性を位置付け ・特に、より少ない農業者で食料供給を確保しなければならない中で、サービス事業者の育成・確保を位置付け ④ 近年増大する食料・農業のリスクへの対応の明確化 ・防災・減災や既存施設の老朽化への対応も視野に、農業水利施設等の基盤の整備に加え、保全等も位置付け ・家畜伝染病・病害虫の発生予防・まん延防止の対応についても位置付け ⑤ 農村振興の政策の方向性の明確化 ・農村との関わりを持つ者(農村関係人口)の増加や農村RMOの活動促進、多面的機能支払による「地域社会の維持」を位置付け ・農泊の推進や6次産業化など地域資源を活用した産業の振興を位置付け ・鳥獣害対策や農福連携などについて明確化 等

令和5年12月27日第4回農林水産省食料安定供給基盤強化本部 資料抜粋

Ⅲ 食料・農業・農村基本法の見直し

<図表Ⅲ－3②>

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容（抜粋） 〔令和5年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部 決定〕	
食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
⑩ 地域計画に基づき持続的に農地を利用する多様な農業人材の意欲的な取組の推進 等	5) 多様な農業人材の意欲的な取組の推進 ① スマート農業を促進するための法制度の創設などを通じて、サービス事業者の育成・確保を強化する。具体的には、 ・スマート技術の活用を支援するサービス事業者に対し、設備投資へのインセンティブ強化、資金融通の円滑化等の支援、 ・サービス事業者の新規参入・事業拡大に向けたニーズ調査や人材育成、サービスの提供に必要な機械の導入等への支援を推進する。【再掲】 ② 担い手を含む地域の農業人材が連携して就農希望者に実務指導等を行う取組、農業者のり・スキリングの機会を充実する取組を推進する。 ③ 多面的機能支払の活動組織について、広域化を図りつつ、県・市町村等の支援により外部団体等とのマッチング、多様な組織や非農業者の参画等を推進する。

Ⅲ 食料・農業・農村基本法の見直し

<図表Ⅲ－3③>

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容（抜粋）

[令和5年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部 決定]

食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
さらに、農業の生産基盤の保全管理については、 ① ダム、頭首工等の基幹施設は、省エネ化、集約・再編、ICT等の新技術活用等を推進する。 ライフサイクルコストを縮減するとともに、突発事故の発生を防止するため、施設の管理水準の向上を図るとともに、行政の判断で迅速に対策を行うことができる仕組みを検討する。 ② 用水路等の末端施設は、特に中山間地域では、草刈り、泥上げ等の共同活動が困難となっていくため、最適な土地利用の姿を明確にした上で、 ア) 開水路の管路化、畦畔拡幅、法面被覆等を推進する。 イ) 共同活動への非農業者・非農業団体の参画促進等を図る仕組みを検討する。	② 用水路等の末端施設 ・ 管理作業の省力化に資する整備を推進する。 ・ 多面的機能支払の活動組織について、広域化を図りつつ、県・市町村等の支援により外部団体等とのマッチング、多様な組織や非農業者の参画等を推進する。【再掲】 ・ 地域における農業水利施設等の保全管理の在り方について、土地改良区、市町村、集落等の多様な関係者による議論やその後の取組の進め方を土地改良法に規定する方向で、令和6年度中に検討する。 3) 防災・減災、国土強靱化 ・ 気候変動に伴い一層頻発化・激甚化する災害への対応として、将来予測に基づく計画策定手法の検討を進め、令和6年度中に排水に係る基準等の見直しを検討する。 ・ 防災重点農業用ため池については、洪水吐きの改修等豪雨対策の先行整備を推進し、防災工事を加速化する。

Ⅲ 食料・農業・農村基本法の見直し

<図表Ⅲ－3④>

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容（抜粋）

[令和5年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部 決定]

食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
② 更に先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みを検討する。 ③ 食料システム全体で環境負荷低減の取組を進めやすくなるよう、以下の施策を講ずる。 ア) 環境負荷低減の取組の「見える化」の推進 イ) 脱炭素化の促進に向けたJ-クレジット等の活用 ウ) 食品事業者等の実需者との連携や消費者の理解の醸成	(2) 先進的な環境負荷低減の取組の支援 クロスコンプライアンスによる最低限の取組よりも更に進んだ営農活動に対して支援を行う仕組みとして、令和7年度より次期対策期間が始まる環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金について、有機農業の取組面積の拡大や環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入することを検討する。 その上で、令和9年度を目標に、みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討する。 (3) 食料システム全体での環境負荷低減の取組推進 食料システム全体で環境負荷低減の取組を進めやすくなるよう、以下の施策を進める。 ① 環境負荷低減の「見える化」については、令和5年現在、23品目で実施中であるが、畜産などの更なる品目の拡大、温室効果ガスの削減のほかに生物多様性指標の追加、ラベル表示の本格運用を行う。

Ⅲ 食料・農業・農村基本法の見直し

<図表Ⅲ－3⑤>

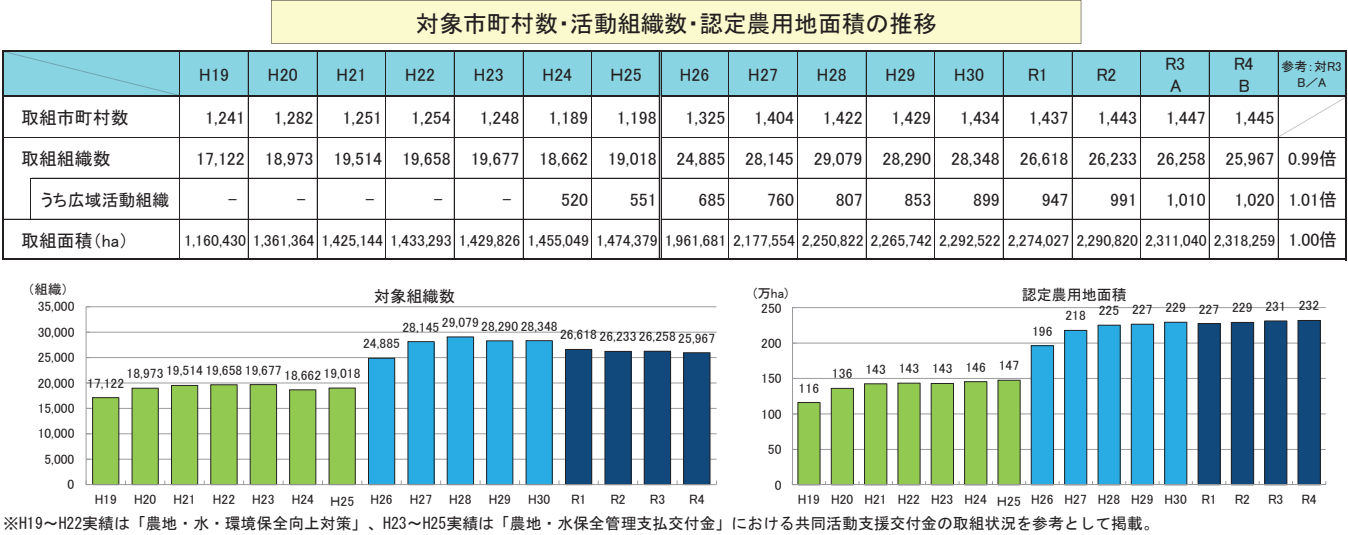
「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容（抜粋）
[令和5年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部 決定]

食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
Ⅱ 政策の新たな展開方向 6 多面的機能の発揮 日本型直接支払については、農業・農村の人口減少等を見据えた上で、持続可能で強固な食料供給基盤の確立が図られるよう、まずは、 ① 中山間地域等直接支払については、引き続き地域政策の柱として推進するとともに、農業生産活動の基盤である集落機能の再生・維持を図るため、農地保全や暮らしを支える農村RMO等の活動を促進する仕組みを検討する。 ② 多面的機能支払・環境保全型農業直接支払については、 ア) 草刈りや泥上げ等の集落の共同活動が困難となることに対応するため、市町村も関与して最適な土地利用の姿を明確にし、活動組織における非農業者・非農業団体の参画促進や、土地改良区による作業者確保等を図る仕組みを検討する。 イ) 先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みを検討する。 これらとともに、地域計画を始めとする人・農地関連施策やみどりの食料システム戦略との調和などを図る。	6 多面的機能の発揮 展開方向に記載されている施策について、以下のとおり具体化を進める。 (1) 中山間地域等直接支払・多面的機能支払 中山間地域等直接支払について、令和7年度からの次期対策では、多様な組織等の活動への参画と、小規模協定のネットワーク化により効率的な農地保全や集落機能を維持する体制の基礎づくりを推進し、農村RMOの活動を促進する。 多面的機能支払の活動組織について、広域化を図りつつ、県・市町村等の支援により外部団体等とのマッチング、多様な組織や非農業者の参画等を推進する。【再掲】また、事務の簡素化や土地改良区の共同活動への関与の在り方について令和6年度中に検討する。 (2) 多面的機能支払・環境保全型農業直接支払 クロスコンプライアンスによる最低限の取組よりも更に進んだ営農活動に対して支援を行う仕組みとして、令和7年度より次期対策期間が始まる環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金について、有機農業の取組面積の拡大や環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入することを検討する。 その上で、令和9年度を目標に、みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討する。【再掲】

Ⅳ 多面的機能支払交付金の交付状況の点検

<図表Ⅳ－1－1>

(1) 全国の実施状況



農地維持支払の対象施設の数量

	全国計
水路 (km)	427,356
農道 (km)	247,749
ため池 (箇所)	46,932

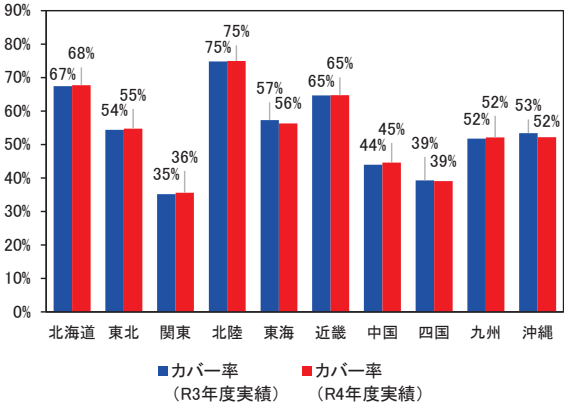
資料：令和4年度実施状況報告書より作成

Ⅳ 多面的機能支払交付金の交付状況の点検

＜図表Ⅳ－１－２＞
(2) 地域ブロック別実施状況

地域ブロック別の取組状況（農地維持支払）

	取組組織数	農用地面積 (千ha)	認定農用地面積 (ha)	1組織当たりの平均取組面積 (ha)	カバー率
	①	②	③	③／①	③／②
全国	25,967	4,131.5	2,318,259	89	56%
北海道	714	1,163.4	788,276	1,104	68%
東北	5,646	814.2	445,675	79	55%
関東	3,500	631.5	225,055	64	36%
北陸	2,926	300.8	225,467	77	75%
東海	1,654	153.0	86,199	52	56%
近畿	3,430	183.3	118,689	35	65%
中国	2,809	216.0	96,416	34	45%
四国	1,245	126.4	49,423	40	39%
九州	3,990	500.6	260,959	65	52%
沖縄	53	42.3	22,101	417	52%



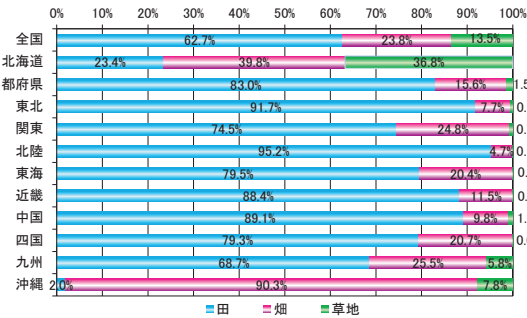
資料：令和４年度実施状況報告書より作成

Ⅳ 多面的機能支払交付金の交付状況の点検

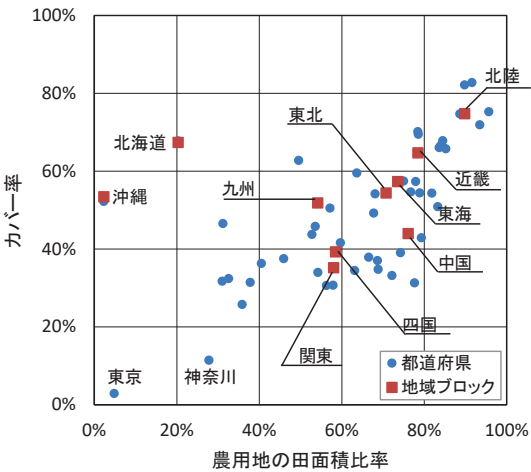
＜図表Ⅳ－１－３＞
(3) 認定農用地の地目別実施状況

認定農用地の地目別面積と農用地面積に対する認定農用地面積の比率（カバー率）と認定農用地の地目別面積割合（令和4年度）

	認定農用地面積 (ha)				農用地面積 (千ha)				カバー率 A/B		
	田	畑	草地		田	畑	草地		田	畑	草地
全国	2,318,259	1,454,084	551,708	312,467	4,131.5	2,215.2	1,211.6	704.7	66%	46%	44%
北海道	788,276	184,641	313,556	290,080	1,163.4	236.3	405.5	521.6	78%	77%	56%
都府県	1,529,983	1,269,443	238,152	22,387	2,968.1	1,978.9	806.1	183.2	64%	30%	12%
東北	445,675	408,867	34,164	2,644	814.2	575.8	159.3	79.1	71%	21%	3%
関東	225,055	167,702	55,846	1,508	631.5	366.3	246.6	18.5	46%	23%	8%
北陸	225,467	214,701	10,557	209	300.8	270.0	25.7	5.1	80%	41%	4%
東海	86,199	68,499	17,588	112	153.0	112.5	37.0	3.5	61%	48%	3%
近畿	118,689	104,924	13,688	76	183.3	143.8	37.6	1.9	73%	36%	4%
中国	96,416	85,941	9,466	1,008	216.0	164.3	40.0	11.6	52%	24%	9%
四国	49,423	39,187	10,218	18	126.4	73.9	50.0	2.4	53%	20%	1%
九州	260,959	179,192	66,674	15,094	500.6	271.2	179.8	49.6	66%	37%	30%
沖縄	22,101	431	19,951	1,718	42.3	1.0	30.0	11.4	45%	66%	15%



農用地の田面積比率とカバー率（令和4年度）



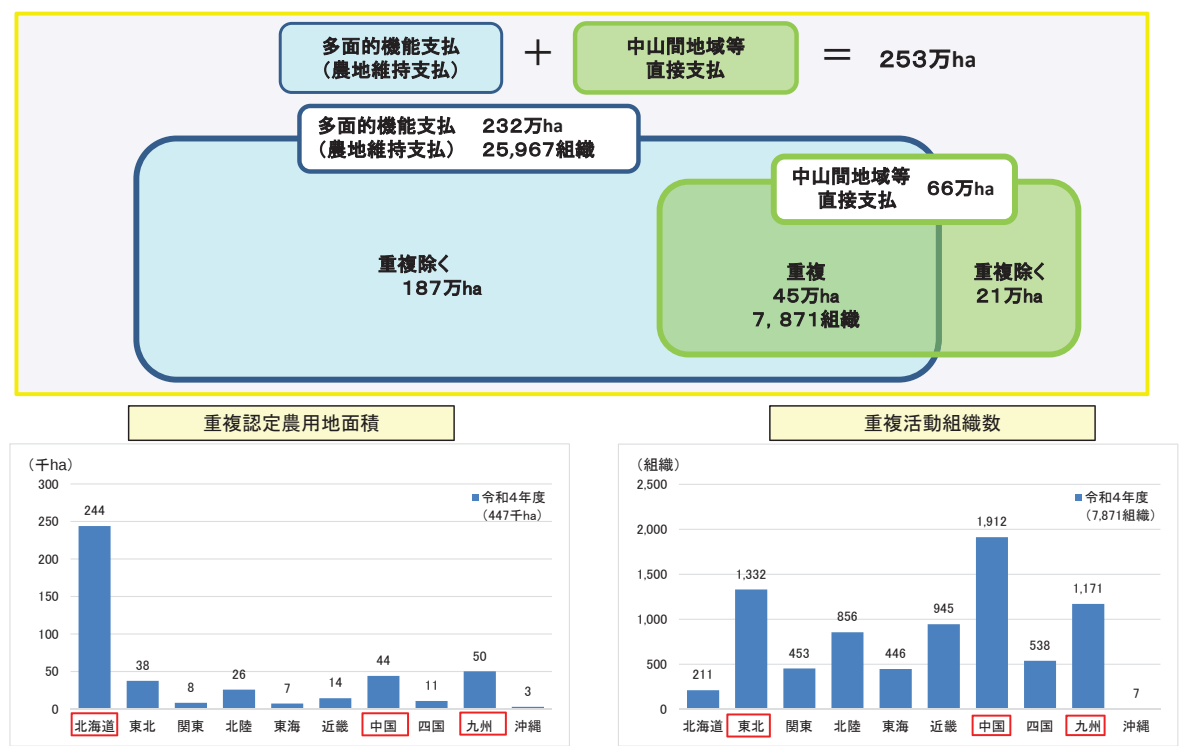
用語	用語の説明
田	湛水するための畦畔及びかんがい機能を有している土地。
畑	農用地のうち田及び草地を除く土地。樹園地を含む。
草地	牧草専用地及び採草放牧地。

資料：令和４年度実施状況報告書より作成

Ⅳ 多面的機能支払交付金の交付状況の点検

<図表Ⅳ－１－４>

(4) 中山間地域等直接支払交付金との重複状況



資料：令和4年度実施状況報告書より作成

Ⅳ 多面的機能支払交付金の交付状況の点検

<図表Ⅳ－２－１>

(1) 全国の実施状況



※H19～H22実績は「農地・水・環境保全向上対策」、H23～H25実績は「農地・水保全管理支払交付金」における共同活動支援交付金の取組状況を参考として掲載。

資料：令和4年度実施状況報告書より作成

Ⅳ 多面的機能支払交付金の交付状況の点検

<図表Ⅳ－２－２>

(2) 地域ブロック別実施状況

地域ブロック別の取組状況(資源向上支払い(共同活動))

	活動組織数		認定農用地面積 (ha)	農用地面積 (千ha)	1組織当たりの 平均認定農用地面積 (ha) B/A	カバー率 B/C
	A	うち、 広域活動組織数	B	C		B/C
全国	20,570	958	2,071,001	4,131.5	101	50%
北海道	678	47	732,591	1,163.4	1,081	63%
東北	4,393	225	387,177	814.2	88	48%
関東	2,433	73	168,849	631.5	69	27%
北陸	2,445	213	213,711	300.8	87	71%
東海	1,339	40	75,984	153.0	57	50%
近畿	2,995	43	108,261	183.3	36	59%
中国	2,130	93	86,039	216.0	40	40%
四国	921	22	42,339	126.4	46	34%
九州	3,187	177	237,553	500.6	75	47%
沖縄	49	25	18,496	42.3	377	44%

※農用地面積は、「令和3年の農用地区域内の農地面積調査」における農地面積に「農用地区域内の採草放牧地面積」(農村振興局調べ)を加えた面積。

資料：令和4年度実施状況報告書より作成

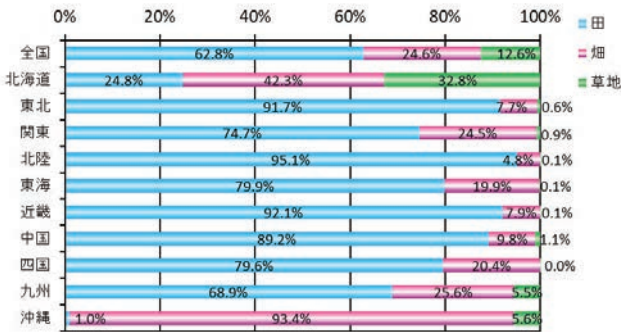
Ⅳ 多面的機能支払交付金の交付状況の点検

<図表Ⅳ－２－３>

(3) 認定農用地の地目別実施状況

認定農用地の地目別面積と農用地面積に対する認定農用地面積の比率(カバー率)と認定農用地の地目別面積割合(令和4年度)

	認定農用地面積 (ha)				農用地面積 (千ha)				カバー率 A/B		
	A				B				田	畑	草地
	田	畑	草地		田	畑	草地		田	畑	草地
全国	2,071,001	1,300,866	509,986	260,149	4,131.5	2,215.2	1,211.6	704.7	59%	42%	37%
北海道	732,591	182,036	309,932	240,623	1,163.4	236.3	405.5	521.6	77%	76%	46%
東北	387,177	354,873	29,794	2,510	814.2	575.8	159.3	79.1	62%	19%	3%
関東	168,849	126,069	41,309	1,471	631.5	366.3	246.6	18.5	34%	17%	8%
北陸	213,711	203,261	10,242	209	300.8	270.0	25.7	5.1	75%	40%	4%
東海	75,984	60,738	15,143	103	153.0	112.5	37.0	3.5	54%	41%	3%
近畿	108,261	99,687	8,499	76	183.3	143.8	37.6	1.9	69%	23%	4%
中国	86,039	76,713	8,394	932	216.0	164.3	40.0	11.6	47%	21%	8%
四国	42,339	33,685	8,636	18	126.4	73.9	50.0	2.4	46%	17%	1%
九州	237,553	163,615	60,771	13,167	500.6	271.2	179.8	49.6	60%	34%	27%
沖縄	18,496	191	17,267	1,038	42.3	1.0	30.0	11.4	20%	58%	9%

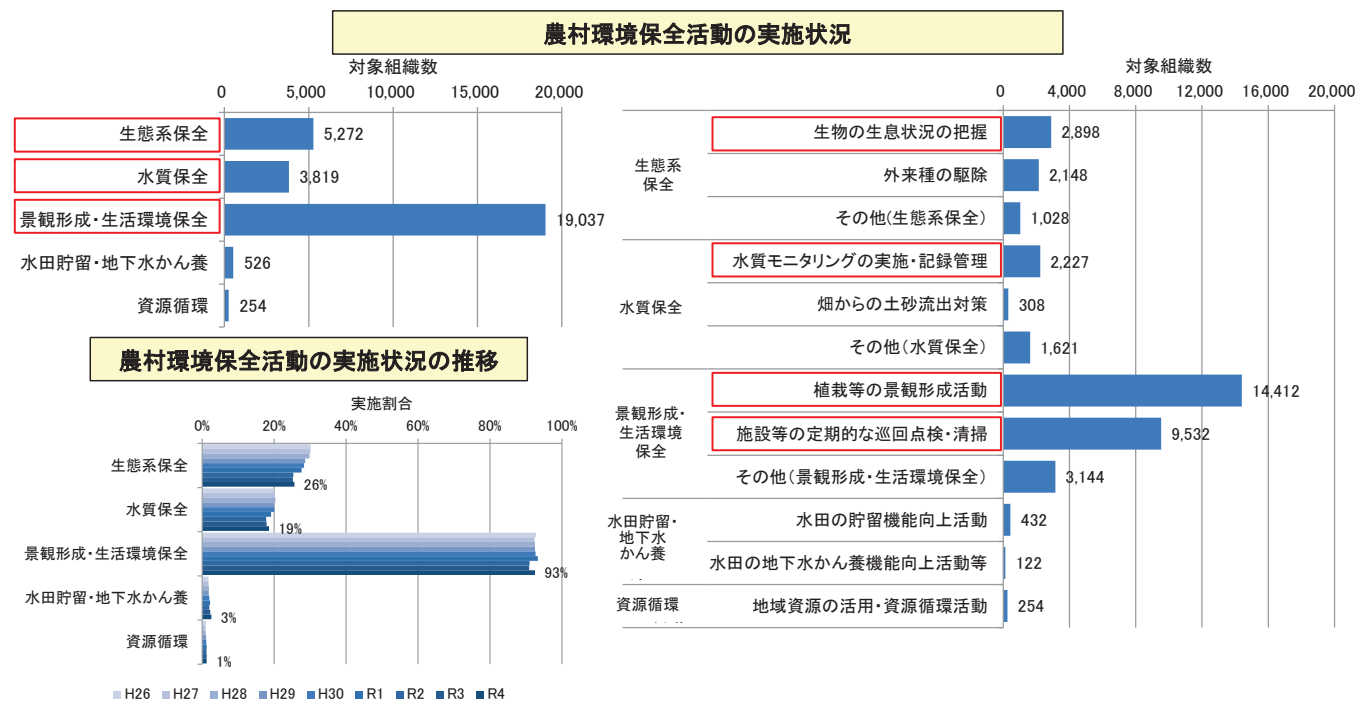


資料：令和4年度実施状況報告書より作成

Ⅳ 多面的機能支払交付金の交付状況の点検

<図表Ⅳ－２－４>

(4) 農村環境保全活動の実施状況

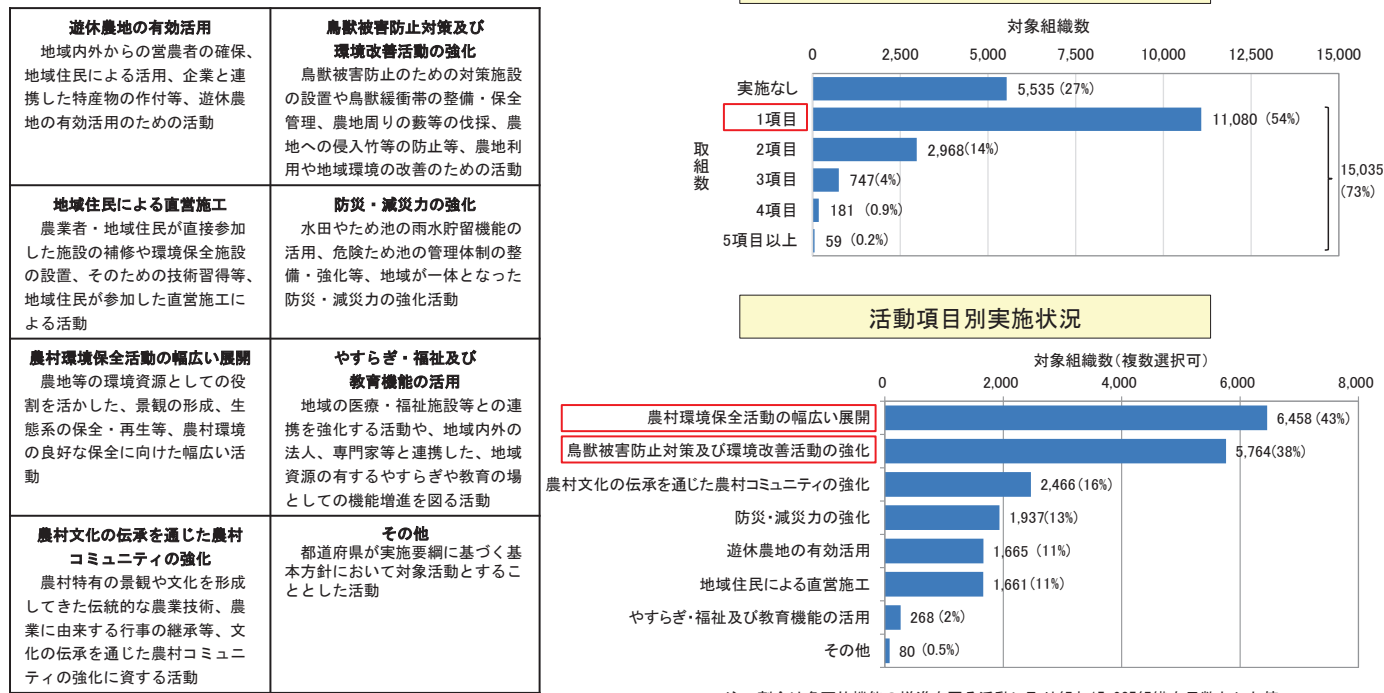


資料：令和４年度実施状況報告書より作成

Ⅳ 多面的機能支払交付金の交付状況の点検

<図表Ⅳ－２－５>

(5) 多面的機能の増進を図る活動の実施状況



注：割合は多面的機能の増進を図る活動に取り組む15,035組織を母数とした値。

資料：令和４年度実施状況報告書より作成

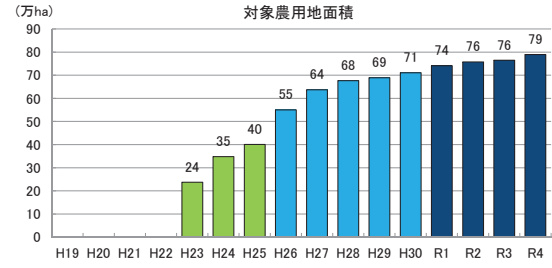
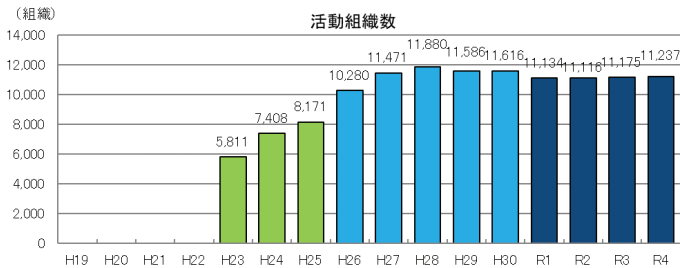
Ⅳ 多面的機能支払交付金の交付状況の点検

<図表Ⅳ－３－１>

(1) 全国の実施状況

対象市町村数・活動組織数・認定農用地面積の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3 A	R4 B	参考:対R3 B/A
対象市町村数					626	697	736	831	873	879	869	871	885	901	919	932	
活動組織数					5,811	7,408	8,171	10,280	11,471	11,880	11,586	11,616	11,134	11,116	11,175	11,237	1.01倍
うち広域活動組織					-	257	282	401	483	529	575	616	686	719	733	746	1.02倍
対象農用地面積 (ha)					236,982	347,898	400,935	550,446	636,996	676,408	689,393	710,587	741,169	757,628	764,660	789,230	1.03倍



資源向上(長寿命化)の対象施設の数

	農地維持支払 の対象施設 C	資源向上支払(長寿命化) の対象施設 D	農地維持支払に 対する割合 D/C
水 路 (km)	427,356	38,611	9.0%
農 道 (km)	247,749	19,664	7.9%
ため池(箇所)	46,932	5,656	12.1%

※H23～H25実績は「農地・水保全管理支払交付金」における向上活動支援交付金の取組状況を参考として掲載。

資料：令和４年度実施状況報告書より作成

Ⅳ 多面的機能支払交付金の交付状況の点検

<図表Ⅳ－３－２>

(2) 地域ブロック別実施状況

ブロック別の取組状況(資源向上支払(長寿命化))

	活動組織数		対象農用地面積 (ha)	農用地面積 (千ha)	1組織当たりの 平均対象農用地 面積 (ha)	カバー率
	A	うち、 広域活動 組織数				
			B	C	B/A	B/C
全国	11,237	746	789,230	4,131.5	70	19%
北海道	7	2	11,404	1,163.4	1,629	1.0%
東北	1,854	129	155,512	814.2	84	19%
関東	1,497	70	109,221	631.5	73	17%
北陸	1,160	179	117,895	300.8	102	39%
東海	768	36	51,216	153.0	67	33%
近畿	2,202	37	72,722	183.3	33	40%
中国	1,261	87	62,996	216.0	50	29%
四国	698	21	33,979	126.4	49	27%
九州	1,768	167	164,282	500.6	93	33%
沖縄	22	18	10,002	42.3	455	24%

※農用地面積は、「令和3年の農用地区域内の農地面積調査」における農地面積に「農用地区域内の採草放牧地面積」(農村振興局調べ)を加えた面積。

資料：令和４年度実施状況報告書より作成

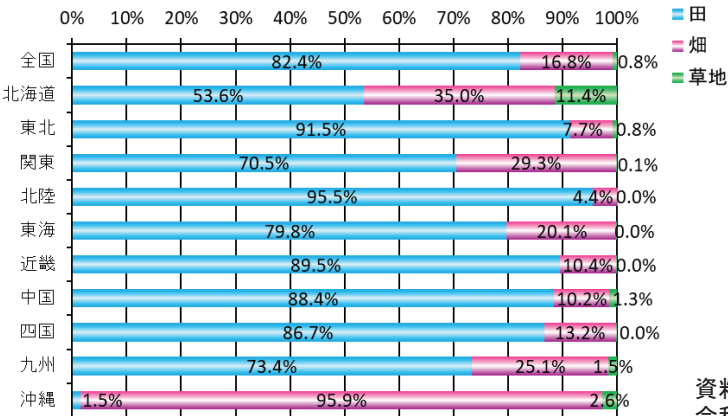
Ⅳ 多面的機能支払交付金の交付状況の点検

<図表Ⅳ－3－3>

(3)対象農用地の地目別実施状況

認定農用地の地目別面積と農用地面積に対する認定農用地面積の比率(カバー率)と認定農用地の地目別面積割合(令和4年度)

	対象農用地面積 (ha)				農用地面積 (千ha)				カバー率 A/B		
	田	畑	草地		田	畑	草地		田	畑	草地
全国	789,230	649,953	132,905	6,371	4,131.5	2,215.2	1,211.6	704.7	29%	11%	1%
北海道	11,404	6,110	3,995	1,300	1,163.4	236.3	405.5	521.6	3%	1%	0%
東北	155,512	142,222	12,045	1,246	814.2	575.8	159.3	79.1	25%	8%	2%
関東	109,221	77,051	32,043	127	631.5	366.3	246.6	18.5	21%	13%	1%
北陸	117,895	112,624	5,233	38	300.8	270.0	25.7	5.1	42%	20%	1%
東海	51,216	40,878	10,314	25	153.0	112.5	37.0	3.5	36%	28%	1%
近畿	72,722	65,110	7,581	31	183.3	143.8	37.6	1.9	45%	20%	2%
中国	62,996	55,708	6,440	849	216.0	164.3	40.0	11.6	34%	16%	7%
四国	33,979	29,467	4,500	13	126.4	73.9	50.0	2.4	40%	9%	1%
九州	164,282	120,640	41,162	2,481	500.6	271.2	179.8	49.6	44%	23%	5%
沖縄	10,002	146	9,594	262	42.3	1.0	30.0	11.4	15%	32%	2%

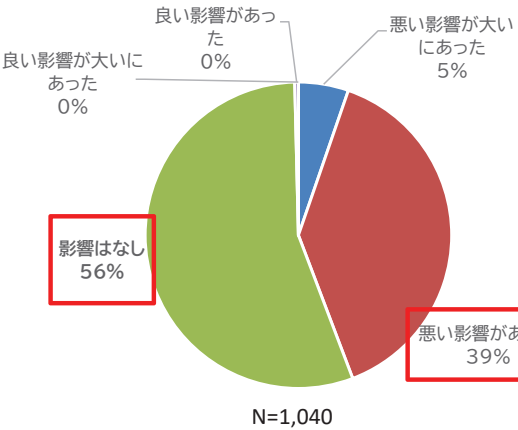


資料：令和4年度実施状況報告書より作成

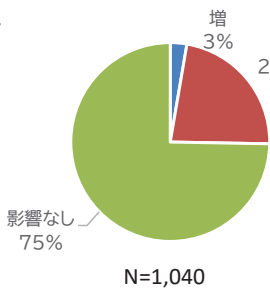
Ⅳ 多面的機能支払交付金の交付状況の点検

<図表Ⅳ－4>

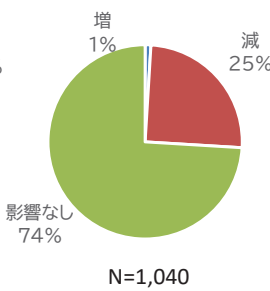
● コロナ禍において、活動の制限が求められる中、共同活動へ影響はありましたか。



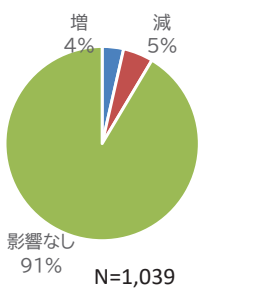
【活動時間】



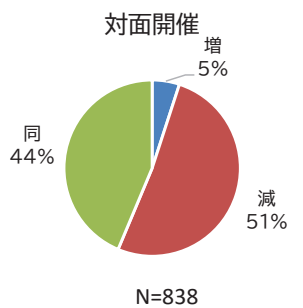
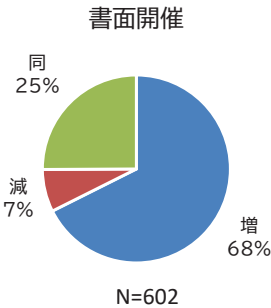
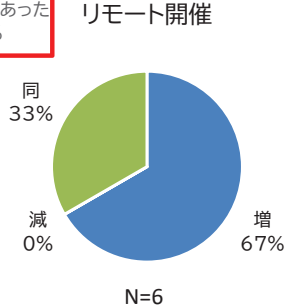
【活動人数】



【支出額】



【集会等(総会含む)の回数】



資料：令和5年度農村振興局農地資源課多面的機能支払推進室調べ